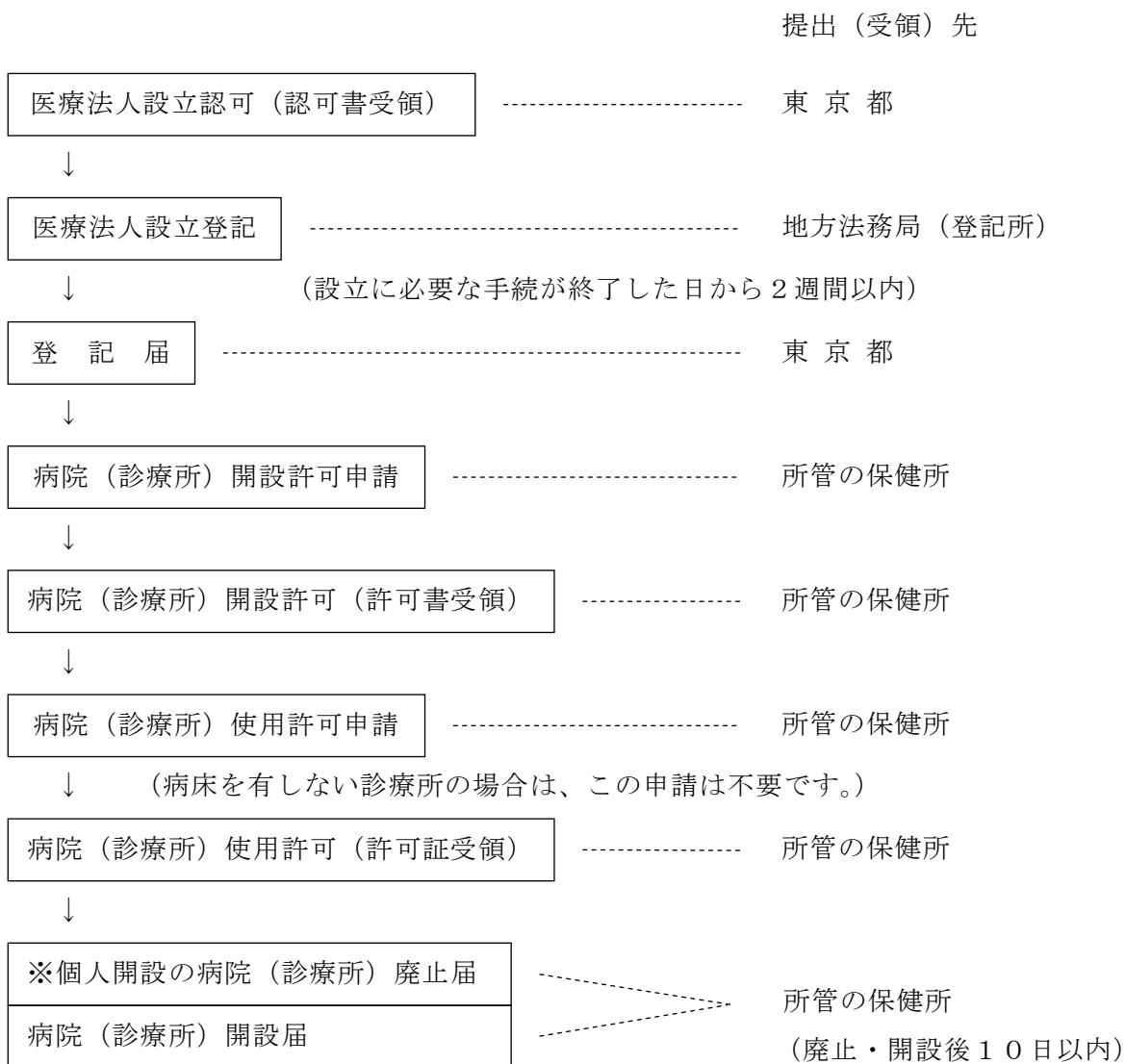


## 第5章 医療法人設立認可後の手続

### 1 手続の概要（病院（診療所）の場合）

医療法人の設立認可時に、認可書を交付します。認可書を受領した後は、次の事務手続を行ってください。



※ 医療法人設立認可申請時に、個人で病院（診療所）を開設しており、それを医療法人の開設に変更する場合は、個人開設の病院（診療所）を廃止しなければなりません。

※ エックス線装置を有している病院（診療所）は、備付届等の提出が必要です。

※ 保険医療機関の指定を受ける場合は、関東信越厚生局への指定申請が必要です。

※ 医療法人成立後、1年以内に上記手続を行わない場合は、設立認可を取り消すことがあります。

## 2 医療法人の設立登記

### (1) 設立登記の手続

ア 医療法人は設立認可を受けた後、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより、成立します。…………… 法第46条第1項

イ 医療法人の登記に関する手続は、組合等登記令により、規定されています。

ウ 設立時の登記事項及び登記例は、次のとおりです。

	登 記 事 項	登 記 例	備 考
1	目 的 等	病院（診療所、介護老人保健施設又は介護医療院）を經營し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設又は介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 医療法人〇団〇〇会〇〇病院 （診療所・介護老人保健施設・介護医療院）	
2	名 称	医療法人〇団〇〇会	
3	主 たる 務 所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	定款（寄附行為）で従たる事務所を定めたときは、従たる事務所も登記します。
4	役員に関する事項	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 理事長 ○ ○ ○ ○	
5	資 産 の 総 額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	財産目録の純資産（正味資産額）とします。

エ 医療法人の設立登記は、設立の認可、その他設立に必要な手続（拠出金の払込み等）が終了した日から2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する登記所で行わなければなりません。

また、従たる事務所を置く場合は、主たる事務所の所在地の登記をした日から2週間以内に、従たる事務所の所在地を管轄する登記所で登記しなければなりません。

※ 拠出（財団の場合は寄附、以下「拠出（寄附）」という。）を受けて医療法人の資産となった土地、建物については、所有権移転登記を行ってください。

## (2) 登記届の提出

設立登記が完了した後、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を取り、医療法人の登記事項の届出を、東京都知事あてに提出してください。

※ 医療法人設立に伴って各所管庁に提出する申請、届出は、いずれも登記事項証明書を添える必要があります。同時に必要部数を取っておいてください。

## 3 病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院の開設

設立の登記が完了することにより、医療法人が成立します。

医療法人成立後は、定款（財団の場合は寄附行為）（以下「定款（寄附行為）」という。）に定める病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「診療所等」という。）の開設の手続を行ってください。成立後、1年以内に診療所等を開設しない場合は、設立の認可を取り消すことがあります。…………… 法第65条

開設の手順は次のとおりです。

(1) 設立登記が完了した後、定款（寄附行為）に定める診療所等の開設許可申請を所管の保健所に行ってください。…………… 法第7条第1項

(2) (1)による開設許可を受けた後、診療所等の施設の使用開始予定時期を考慮したうえで、所管の保健所に使用許可申請を行ってください。…………… 法第27条  
(病床を有しない診療所の場合は、この申請は不要です。)

(3) (2)による使用許可を受けて開設後10日以内に、所管の保健所に開設届を提出してください。…………… 令第4条の2第1項

なお、個人開設から医療法人開設に切り替えた場合は、従来の開設者名での廃止届を、上記開設届と同時に提出してください。…………… 法第9条第1項

(参考) 申請書等一覧

	申 請 書	提出先	許可(受理)権者	部数	様式番号
病院を開設する場合	病院開設許可申請書	保健所	東京都知事	3部	第1号様式の3
	病院使用許可申請書	〃	〃	〃	第20号様式
	病院開設届	〃	〃	〃	第6号様式
	病院廃止届	〃	〃	〃	第13号様式
診療所を開設する場合	診療所開設許可申請書	〃	保健所長	2部	第2号様式
	歯科診療所開設許可申請書	〃	〃	〃	第3号様式
	診療所(歯科診療所)使用許可申請書	〃	〃	〃	第20号様式
	診療所(歯科診療所)開設届	〃	〃	〃	第6号様式の2
	診療所(歯科診療所)廃止届	〃	〃	〃	第13号様式

(注) 様式は、医療法施行細則に規定されています。

#### 4 その他の手続

医療法人成立後は、関東信越厚生局への保険医療機関の指定申請のほか、税務署、都税事務所、区市町村、労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所等の諸官庁への手続も必要です。

銀行口座の変更、電気、水道、ガス、電話等の名義変更や、抛出(寄附)を受けて法人の資産となったものの名義換えの手続も必要です。